

## 山下塾 第4弾

山下 輝男

### 第3回 我が国のテロ対策の現状と課題

第3回 講座

始めに

第3回講座のテーマは、我が国のテロ対策の全般的事項についてです。航空機のハイジャック事件が猖獗を極めた時期以降ハイジャック防止に係る条約が制定され、国際的にも種々の国際合意がなされてきた。我が国はそれらの条約を批准締結するとともに、それらに基づく法律の制定や措置を行ってきた。特に、9.11米国同時多発テロ事件以降はそれらに係る対策を急進展させた。第3回講座では、それらを概観することにしましよう。

#### 1 テロ対策の概要

我が国のテロ対策は、テロ防止関連条約等を基礎として、テロの未然防止、起きた場合のテロ被害の局限及び早期鎮圧を目標に色々な施策を講じてきたところである。その概要は次のスライドの通りである。

### 我が国のテロ対策(全般)

- 1 テロ防止関連13条約締結
- 2 テロ対策に関する国際的合意  
(G8、APEC、安保理決議1540)
- 3 未然防止、テロ被害の局限、早期鎮圧
- 4 政府の体制  
政府の初動措置手続きの明確化  
内閣官房に危機管理監、危機管理担当配置  
法整備等
- 5 テロの未然防止に関する行動計画等の策定(H16)
- 6 犯罪に強い社会実現行動計画策定の策定  
(H20、H25新たな行動計画策定)

#### 2 テロ防止関連13条約

国連その他の国際機関では、これまでに13本のテロ防止関連諸条約が作成され、そのうちの3本のテロ防止関連条約については改正議定書が採択されるなどしています。2001年9月の米国同時多発テロの発生時点で我が国が未締結であったテロ防止関連条約は3本あり、それらも逐次に締結し、2007年8月3日に核テロリズム防止条約を締結した結果、我が国は、スライドに示す13条約の締結を完了しました。

テロ防止関連条約のパターンは、国際的なテロ行為の容疑者を最終的にはいずれかの国で処罰し得るように、国際的な協力の枠組みを構築することを目的としています。

(1) 犯罪化： 条約に規定する一定のテロ行為を国内法上の犯罪とする。

(2) 訴追ないし引渡： そのような犯罪が外国において外国人によって行われた場合にも我が国において訴追ないし引渡ができるようにする。

## テロ防止関連13条約



- ①航空機内の犯罪防止条約(東京条約)(1970/5締結)
- ②航空機不法奪取防止条約(ハーグ条約)(1971/4)
- ③民間航空不法行為防止条約(モントリオール条約)(1974/6)
- ④国際代表等犯罪防止条約(1987/6)
- ⑤人質行為防止条約(1987/6)
- ⑥核物質防護条約(1988/10)
- ⑦空港不法行為防止議定書(1998/4)
- ⑧海洋航行不法行為防止条約(1998/4)
- ⑨大陸棚プラットフォーム不法行為防止条約(1998/4)
- ⑩プラスチック爆薬探知条約(1997/9)
- ⑪爆弾テロ防止条約(2001/11)
- ⑫テロ資金供与防止条約(2002/6)
- ⑬核テロ防止条約(2007/8)

### 3 行動計画について

政府は、平成13年に発生した9・11米国同時多発テロ以降、国際的な連携を強化しつつ、国内においてテロの未然防止に関する諸施策を推進してきた。

国際テロをめぐる情勢は、依然として厳しく、その我が国への脅威は決して過小評価してはならない。また、国際テロをめぐる情勢は刻一刻と変化していることから、その変化に応じて、我が国のテロの未然防止対策は、不断の見直しが行われなければならない。こうした認識に立って、政府は、2004年8月24日の閣議決定により、国際組織犯罪等対策推進本部を、現在の**国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部**に改組し、国際テロの未然防止対策を検討した。

その概要は、以下の2枚のスライドに示す通りである。

## 行動計画



- 1 「テロの未然防止に関する行動計画」  
(平成16年12月10日)
- 2 今後速やかに講ずべき未然防止対策
  - ①テロリストを入国させないための対策
  - ②テロリストを自由に活動させないための対策
  - ③テロに使用される恐れのある物質の管理体制
  - ④テロ資金を封じるための対策
  - ⑤重要施設の安全を高めるための対策
  - ⑥テロリストに関する情報収集能力の強化等

## 行動計画(2)



- 3 今後検討を継続すべきテロの未然防止対策
  - ・**基本方針等に関する法制**
  - ・テロリスト・団体の指定制度
  - ・資産凍結の強化
- 4 今まで講じてきた未然防止対策
  - ①出入国管理等の強化
  - ②テロ関連情報の収集・分析の強化
  - ③ハイジャック等の防止対策の強化
  - ④NBCテロ等への対処の強化
  - ⑤国内重要施設の警戒警備の強化等
  - ⑥テロ資金対策の強化

#### 4 犯罪に強い社会実現行動計画

テロの未然防止に関する行動計画の策定に先立つ、平成15年12月、政府は犯罪に強い社会実現行動計画を策定していたが、5年後の平成20年12月には、犯罪に強い社会実現行動計画2008を策定し、その行動計画の第6において、「テロの脅威等への対処」を特別に取り上げた。その概要はスライドの通りである。

### 犯罪に強い社会実現行動計画(1)

- 1 平成20年12月22日 犯罪対策閣僚会議決定  
「行動計画2008」
- 2 行動計画 第6「テロの脅威等への対処」
  - ①テロに強い社会の実現
  - ②水際対策の強化
  - ③テロの手段を封じ込める対策の強化
  - ④情報機能等の強化及び違法行為の取締りの徹底
  - ⑤重要施設等の警戒警備及び対処能力の強化
  - ⑥サイバーテロ対策・サイバーインテリジェンス対策
  - ⑦大量破壊兵器の拡散等国境を超える脅威への対策の強化

本年、5月には、この行動計画を更に発展させるべく今年12月末を目途に新たな行動計画を策定することとしている。「世界一安全・安心な国、日本の創造」を目標として各種施策を講ずる予定である。テロ関連はスライドの通りである。

### 犯罪に強い社会実現行動計画(2)

- 1 **H25/5/28** 基本方針 関係閣僚会議決定
- 2 H25年12月を目途に新たな行動計画策定
- 3 目標「世界一安全・安心な国、日本の創造」  
(以下テロ関連事項のみ)
  - ①世界最高水準の安全なサイバー空間の構築
  - ②犯罪やテロに強い社会の構築
  - ③治安基盤の強化
- 4 重点取組分野  
サイバー、カウンター・インテリジェンス、  
不法滞在対策等

#### 5 テロ防止対策の現状について

内閣官房において、「主なテロの未然防止対策の現状」を毎年発出しているが、その最新版がさる5月27日に発出されたので、それを紹介しよう。

尚、スライドに論点と記述している項目については、特に重要であると思うので、次回以降稿を改めて論じたい。

## 主なテロの未然防止対策の現状



○H25/5/27 内閣官房

- 1 出入国管理等の強化
    - ①審査の強化②個人識別情報活用入国審査
    - ③乗員・乗客情報の事前報告義務化
    - ④テロリスト入国規制
    - ⑤航空会社等の旅券の確認義務化
    - ⑥海上監視強化
    - ⑦通関検査体制等の強化
    - ⑧バイオメトリクス活用IC旅券
- 等々14項目について実施事項を記載

## 主なテロの未然防止対策の現状(2)



### 2 テロ関連情報の収集・分析の強化(論点)

- ①関係機関の情報収集体制及び外国機関との連携
- ②関連情報の集約及び総合的分析・評価・共有体制:内閣情報分析官

3 ハイジャック等の防止対策の強化(略)

### 4 NBCテロ等への対処強化(論点)

- ①核物質等の管理体制強化
- ②不審郵便の警戒、水道施設の警備等強化
- ③その他法制整備等7項目

## 主なテロの未然防止対策の現状(3)



### 5 国内重要施設の警戒警備の強化等(論点)

- ①原発等の警戒警備強化
  - ②鉄道、旅客船等、多数集合施設等 等々
- 6 テロ資金対策の強化(略)
- 7 テロ対策に資する科学技術の振興  
探知技術等
- 8 テロ対策に関する国際社会との連携(略)

### 9 サイバーテロ対策(論点)

- ①対処態勢、情報収集・共有 構築・強化
- ②重要インフラ事業者等との連携等

第3回講座を終わります。  
次回は、国際テロ対策について見ていきたいと思います。乞うご期待。

お勧め記事：[防衛駐在官と危機管理](#)

[INDEXへ戻る](#)

[次の記事](#) [山下塾第4弾 第4回 我が国のテロ対策の現状と課題](#)

[前の記事](#) [山下塾第4弾 第2回 我が国のテロ対策の現状と課題](#)

[ページの先頭へ](#)

[関連サイト](#)

[防衛省](#)

[統合幕僚監部](#)

[陸上自衛隊](#)

[海上自衛隊](#)

[航空自衛隊](#)